



2026年4月14日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 高 島 屋
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 田 善 郎
(コード：8233 東証プライム市場)
問 合 せ 先 広 報 ・ I R 室 長 大 江 真 理 子
(TEL 03-3211-4111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年4月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2026年5月26日開催予定の第160回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的・理由

2026年2月19日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、第160回定時株主総会で承認可決されることを条件として、「監査等委員会設置会社」へ移行することを決定いたしました。

本移行に伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除とともに、重要な業務執行決定の委任に係る規定の新設など、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年5月26日（予定）

定款変更の効力発生日 2026年5月26日（予定）

4. その他

監査等委員会設置会社移行後の体制ならびに取締役候補者については、本日4月14日付の当社プレスリリース「監査等委員会設置会社移行後の体制ならびに取締役候補者に関するお知らせ」をご覧ください。

以上

【別紙】

(下線部が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p>第2条(目的)当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 百貨店業、輸出入業、卸売業<u>および</u>これらの業務に付随する製造業ならびに加工業</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. 医薬・医薬部外品・医療用具・化粧品<u>の</u>輸出入<u>および</u>製造販売業</p> <p>4. ～10. (省略)</p> <p>11. 建築工事、内装仕上工事、土木工事等の設計・監理<u>および</u>請負業</p> <p>12. ～13. (省略)</p> <p>14. ビルの警備・清掃<u>および</u>施設の保守管理業務</p> <p>15. ～18. (省略)</p> <p>19. ビデオソフト・映画等の制作・販売<u>および</u>ビデオ・音楽等のスタジオ経営、文化教室・学習教室の経営、教育研修事業</p> <p>20. ～27. (省略)</p> <p>28. 衣料品・日用雑貨品・家庭用電気製品・食料品等の販売業務<u>および</u>店舗運営業務の受託</p> <p>29. 店頭販売<u>および</u>店舗運営に関するコンサルタント業</p> <p>30. (省略)</p>	<p>第2条(目的)当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 百貨店業、輸出入業、卸売業<u>及び</u>これらの業務に付随する製造業ならびに加工業</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 医薬・医薬部外品・医療用具・化粧品<u>の</u>輸出入<u>及び</u>製造販売業</p> <p>4. ～10. (現行どおり)</p> <p>11. 建築工事、内装仕上工事、土木工事等の設計・監理<u>及び</u>請負業</p> <p>12. ～13. (現行どおり)</p> <p>14. ビルの警備・清掃<u>及び</u>施設の保守管理業務</p> <p>15. ～18. (現行どおり)</p> <p>19. ビデオソフト・映画等の制作・販売<u>及び</u>ビデオ・音楽等のスタジオ経営、文化教室・学習教室の経営、教育研修事業</p> <p>20. ～27. (現行どおり)</p> <p>28. 衣料品・日用雑貨品・家庭用電気製品・食料品等の販売業務<u>及び</u>店舗運営業務の受託</p> <p>29. 店頭販売<u>及び</u>店舗運営に関するコンサルタント業</p> <p>30. (現行どおり)</p>
<p>第4条(機関)当社は、株主総会<u>および</u>取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>	<p>第4条(機関)当社は、株主総会<u>及び</u>取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p>
<p>第9条(単元未満株式についての権利)当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て<u>および</u>募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>	<p>第9条(単元未満株式についての権利)当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て<u>及び</u>募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>
<p>第11条(株主名簿管理人、株主名簿等の設置場所)当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人<u>および</u>その事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿<u>および</u>新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、その他の株主名簿<u>および</u>新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わないものとする。</p>	<p>第11条(株主名簿管理人、株主名簿等の設置場所)当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人<u>及び</u>その事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、その他の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取扱わないものとする。</p>

現行定款	変更案
<p>第13条(開催の時期及び方法) 当社の定時株主総会は毎年5月に、臨時株主総会は必要あるごとに、これを招集する。</p> <p>前項の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</p>	<p>第13条(開催の時期及び方法) 当社の定時株主総会は毎年5月に、臨時株主総会は必要あるごとに、これを招集する。</p> <p>2.前項の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p>3.当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</p>
<p>第15条(電子提供措置等) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部<u>または</u>一部について、議決権の基準日まで書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>	<p>第15条(電子提供措置等) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2.当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部<u>又は</u>一部について、議決権の基準日まで書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第16条(決議の方法) 株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。ただし法令の定めによる場合、<u>または</u>本定款に別段の定めがある場合は、その定めによる。</p> <p>会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>第16条(決議の方法) 株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。ただし法令の定めによる場合、<u>又は</u>本定款に別段の定めがある場合は、その定めによる。</p> <p>2.会社法第309条第2項の規定による特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>第17条(議決権の代理行使) 株主は議決権を有する他の出席株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし株主<u>または</u>代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>第17条(議決権の代理行使) 株主は議決権を有する他の出席株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし株主<u>又は</u>代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役、取締役会及び監査等委員会</p>
<p>第19条(取締役の数) 当社の取締役は、<u>3名以上15名以内</u>とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第19条(取締役の数) 当社の取締役は、<u>19名以内</u>とする。</p> <p>2.前項のうち、監査等委員である取締役は、<u>5名以内とし、過半数を社外取締役とする。</u></p>
<p>第20条(取締役の選任) <u>取締役を選任する株主総会の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。</u></p> <p><u>前項の取締役選任決議については累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>第20条(取締役の選任) <u>当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議により選任する。</u></p> <p>2.前項に規定する株主総会の決議(以下「取締役選任決議」という。)については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要し、その議決権の過半数をもって行うものとする。なお、取締役選任決議については累積投票によらないものとする。</p>
<p>第21条(代表取締役) 取締役会はその決議によって、会社を代表する取締役若干名を選定する。</p>	<p>第21条(代表取締役) 取締役会はその決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、会社を代表する取締役若干名を選定する。</p>

現行定款	変更案
<p>第 22 条(役付取締役)取締役会はその決議によって、取締役社長 1 名、専務取締役・常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>取締役会は必要ある場合その決議によって取締役会長 1 名、取締役副社長若干名を選定することができる。</p> <p>各役付取締役の業務分掌については、取締役会で定める取締役業務分掌規則による。</p>	<p>第 22 条(役付取締役)取締役会はその決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役社長 1 名、専務取締役・常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>2.<u>取締役会</u>は必要ある場合その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長 1 名、取締役副社長若干名を選定することができる。</p> <p>3.<u>各役付取締役の業務分掌</u>については、取締役会で定める取締役業務分掌規則による。</p>
<p>第 23 条(取締役の任期)取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 23 条(取締役の任期)取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2.<u>監査等委員である取締役の任期</u>は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3.<u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期</u>は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 24 条(取締役の権限等)取締役会は、<u>法令、定款又は取締役会規則に定める事項を決議し、取締役の職務の執行を監督する。</u></p> <p>2.<u>取締役会</u>は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第 24 条(取締役の報酬等)取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 25 条(取締役の報酬等)取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第 25 条(取締役会招集の通知)取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より 3 日前に発するものとする。</p>	<p>第 26 条(取締役会招集の通知)取締役会の招集の通知は、各取締役に対し、会日より 3 日前<u>までに</u>発するものとする。<u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>第 26 条(取締役会の決議の省略)当会社は、<u>会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>	<p>第 27 条(取締役会の決議の省略)当会社は、<u>取締役が提案した決議事項について、議決に加わることができる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項について可決する取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>第 27 条(取締役会規則)取締役会に関する事項については、法令および本定款に定めのあるもののほか取締役会で定める取締役会規則による。</p>	<p>第 28 条(取締役会規則)取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるもののほか取締役会で定める取締役会規則による。</p>

現行定款	変更案
第28条(執行役員)取締役会は、その決議によって、執行役員を選任することができる。 執行役員に関する事項は、取締役会において定める取締役会規則および執行役員規則による。	第29条(執行役員)取締役会は、その決議によって、執行役員を選任することができる。 2. 執行役員に関する事項は、取締役会において定める取締役会規則及び執行役員規則による。
第29条～第30条 (条文省略)	第30条～第31条 (現行どおり)
(新設)	第32条(監査等委員会の組織) 監査等委員会は、監査等委員である取締役をもって組織する。 2. 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	第33条(監査等委員会の権限等) 監査等委員会は、取締役の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。
(新設)	第34条(監査等委員会の招集の通知) 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、会日より3日前までに書面又は電磁的方法により発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。
(新設)	第35条(監査等委員会規則) 監査等委員会に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。
第5章 監査役および監査役会	(削除)
第31条(監査役の数) 当社の監査役は、3名以上4名以内とする。	(削除)
第32条(監査役の選任) 監査役を選任する株主総会の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。	(削除)
第33条(常勤監査役) 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
第34条(監査役の任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし補欠により就任した監査役の任期は、退任監査役の残任期間と同一とする。	(削除)
第35条(監査役の報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
第36条(監査役会招集の通知) 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日より3日前に発するものとする。	(削除)
第37条(監査役会規則) 監査役会に関する事項については、法令および本定款に定めのあるもののほか監査役会で定める監査役会規則による。	(削除)
第38条(監査役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。	(削除)

現行定款	変更案
<p>第 39 条(監査役との責任限定契約)当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 6 章 計算</p>	<p>第 5 章 計算</p>
<p>第 40 条～第 43 条 (条文省略)</p>	<p>第 36 条～第 39 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>2026 年 5 月開催の第 160 回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>2026 年 5 月開催の第 160 回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>